

「第二次逗子市環境基本計画「行動等指針」の見直し」に関するパブリックコメントの実施結果について

ご意見をお寄せいただきありがとうございました。
お寄せいただきましたご意見に対する市の考え方をとりまとめましたので、ここに公表いたします。

- 意見募集の期間 平成31年2月19日(火)～平成31年3月20日(水)
- 意見の数 10件
- 意見提出人数 1人(郵送0人、FAX0人、メール1人、持参0人 / 個人1人、団体0件)

4. 市の対応区分

記号	対応区分	件数
○	意見を反映し、素案を修正するもの	5件
□	意見の趣旨や考え方が既に素案に盛り込まれているもの	3件
■	意見は反映させないが、今後の事業実施時等に参考とするもの	1件
▲	ご意見を反映することが困難なため、素案どおりとしたもの	1件
◆	今回のパブリックコメント対象外の内容であり、参考意見として扱うもの	0件
合計		10件

5. 意見の内容と市の対応

整理番号	意見内容	採否	採否の理由
1	「目次」の「〇分野ごとの行動等指針」と2ページと32ページに記載されている「5本の柱」との対応がとれない。「5本の柱」の「共に生き……」などの記述と「Ⅰ」「Ⅱ」「Ⅲ」「Ⅳ」の記述を合致させて下さい。	○	2ページについては、総合計画の抜粋のため反映しておりませんが、4ページについては表記が混在しないようローマ数字で統一しました。32ページについては、箇所が不明であったため未反映です。
2	3ページの「<総合計画を頂点とする三層構造>」の図において、「5つの柱」の各項目に「第〇節」がない。	○	ご意見を踏まえ追記しました。
3	3ページの「<総合計画を頂点とする三層構造>」の図において、「*」印に関する記述がない。「<行動等指針の位置付け>」の図に対する「*」印の説明を「<総合計画を頂点とする三層構造>」の図に対しても必要ではないのか。	○	ご意見を踏まえ、「<行動等指針の位置付け>」の図中「景観計画推進プラン」については平成31年3月時点では策定済みのため、「<総合計画を頂点とする三層構造>」の図下に「*平成31年3月時点では未策定」と記載し、修正いたしました。
4	5ページの「〇行動等指針の推進」において、「財政対策」による影響は記載されていますが、「行動等指針策定時点では未策定」に関しては何も記載されていません。	○	ご意見を踏まえ、3ページにおける「行動等指針策定時点では未策定」であった「景観計画推進プラン」について、「平成31年3月時点」に見直すことにより、第3節中に未策定のものがない表記に修正いたしました。
5	8ページの「2. 水辺(河川・海)」及び10ページの「3. 動植物(生物多様性)」において、外来種の持ち込みや投棄などを記載しなくてもよいのか。	■	「第二次逗子市環境基本計画」中で動植物(生物多様性)については特定外来生物の捕獲等に関する記載をしておりますが、水辺(河川・海)については記載していません。しかしながら、ご指摘のような外来種の持ち込みや投棄に関する対策は水辺(河川・海)の分野においても関わりがあることから、いただいたご意見は事業実施の際に参考とさせていただきます。
6	11ページから16ページの「廃棄物」に関しては「葉山町とごみの共同処理」も関連するはずだが何も記載されていない。	□	41ページにおいて2017年度末の現状として「2市1町において広域での施設整備の検討を進める」旨の表記しております。
7	21ページの「Ⅳ. 暮らしと景観に配慮したまち」で「……高齢化が進む中、狭い道路における安全性の確保や……」と記載されているが、建築確認申請時に狭い道路を作らせない協力を市からお願いするよう23ページの「市の行動」に明記してほしい。45ページの計画表で、少しも進捗していないのはこの行動を行わないことが原因と推測します。	▲	ご指摘の狭い道路整備については、23ページの市の行動において、「安全安心に移動できる道路整備」に趣旨としては含まれていると考えております。狭い道路整備事業は土地所有者の寄付によって行われるもので、市からは制度を周知し、協力の依頼をしております。
8	24ページの「3. 生活環境の諸問題」で「市の行動」に例えば「自転車レーンの設置」などが記載されていない。	○	ご意見を踏まえ、「歩行者と自転車を優先するまち推進事業」に関する「市の行動」を追記しました。
9	28ページ以降に記載されている計画票の記載内容では、市が行った／行おうとしていることだけが記載され、5ページから24ページに記載されている「市民・事業者」の行った結果及び行おうとすることが一切記載されていない。「推進体制」で「……市民、事業者との協働が不可欠です」と言うならば、「市民、事業者」の協力度合いを明記して下さい。	□	市民、事業者の行動については定量的な記載ができないものもあることから、すべての事業の記載は難しいですが、例えば、環境パートナーシップ推進事業の計画表においては、市民と市が協働で取り組む出前授業の実施結果を記載しております。
10	「生活環境の諸問題」の中に「受動喫煙」及び「路上喫煙」問題が含まれていません。	□	路上喫煙等の防止については、まちの美化の保全に寄与することから「発生・排出抑制」の分野において取り組んでおりますが、当指針では記載に限りがあることから個別具体的な表記をしております。しかしながら、ご指摘のような「生活環境の諸問題」の視点についても、事業実施の際に参考とさせていただきます。